

塩竈市宅地防災対策支援事業

宅地防災対策について 支援します

震災により被災した宅地の復旧を図るため、
宅地のかさ上げや擁壁などの復旧工事に係る費用を
助成します！
完了した工事も対象となります。

対象とならない復旧工事

- (1) 貸家やアパートなどの不動産事業用（営利目的）の宅地の復旧工事
- (2) 空き家の宅地の復旧工事
- (3) 非住宅（事務所や工場、倉庫等）用地の宅地の復旧工事
- (4) 応急復旧工事（例、ブルーシート掛け、土のう積みなど）
- (5) 塀、フェンス、植栽、車庫、階段、家に付随する給排水施設工事
- (6) 技術基準を満たさない擁壁の復旧工事（補強工事により技術基準を満たすときは対象となります。）
- (7) 建物の基礎及び建物を支える部分の改良等工事（建物のジャッキアップや地盤改良工事）など

各手続きに必要な書類

（※の表示は、受付窓口で用意している書類です）

A. 交付申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）※
- ②工事の見積書又は契約書の写し
- ③り災証明書の写し（防災対策工事に限る）
- ④位置図※
- ⑤不動産登記法第14条地図（公図）
- ⑥土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- ⑦印鑑登録証明書
- ⑧市税納付状況確認同意書※

★⑥、⑦は、3か月以内に発行されたもの。

★申請者と土地所有者が異なる場合は、関係が分かる戸籍謄抄本が必要です。

★代理人が申請するときは、委任状（委任者の印鑑登録証明書添付）が必要です。

◆各工事に必要な書類

- かさ上げ工事・・・平面図、詳細図
- 高基礎工事・・・建物の平面図、立面図、基礎伏せ図、矩計図 など
- 曳き家・揚げ家工事・・・建物の全部事項証明書（建物登記簿謄本）又は固定資産評価証明書
平面図、立面図、基礎伏せ図、矩計図 など
- 擁壁の築造工事・・・擁壁の平面図、詳細図、構造計算書又は、国、県の標準図の写し、
又は国土交通大臣認定の擁壁を使用するときは、その認定書の写し、

パンフレット、断面詳細図。2mを超える擁壁を築造するときは工
作物の確認済証の写し、その他工種ごとの図面 など

- 擁壁の補強工事・・・擁壁の平面図、詳細図、構造計算書、土木技術指針の写し など

- ④完了後の工事写真
- ⑤2mを超える擁壁を築造したときは完了
検査済証

B. 実績報告に必要な書類

- ①実績報告書（様式第7号）※
- ②工事の請求書と領収書
- ③施工中の工事写真

C. 補助金請求に必要な書類

- ①補助金請求書※
- ②振込先銀行の通帳のコピー



詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

■お問合せ先 〒985-0052 塩竈市本町1-1

塩竈市役所 吉番館庁舎2階（平日の9時～17時）

建設部都市計画課 電話364-2510

1. 防災対策工事（かさ上げ、かさ上げに伴う擁壁、高基礎、曳き家・揚げ家）

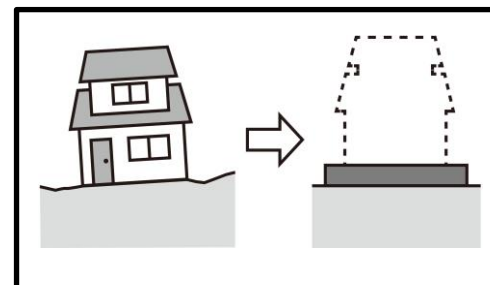
■受付期限 令和3年3月31日まで（工事が完了し、実績報告書を提出する期限です！）

■対象者 東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅再建のために下記工事を実施する所有者。

■対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地が対象です。営利を目的とする借家、事務所非住家などの宅地は対象となりません。

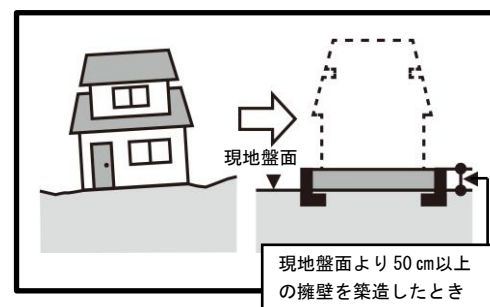
■対象工事・助成内容

- (1) かさ上げ工事（上限20万円）
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事（上限100万円）
- (3) 高基礎工事（上限100万円）
- (4) 曳き家又は揚げ家工事（上限300万円）



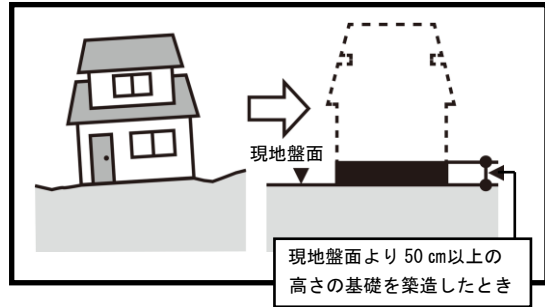
(1) かさ上げ工事

盛土及び整地工事をしたとき、対象経費の2分の1の額（上限20万円）を助成します。



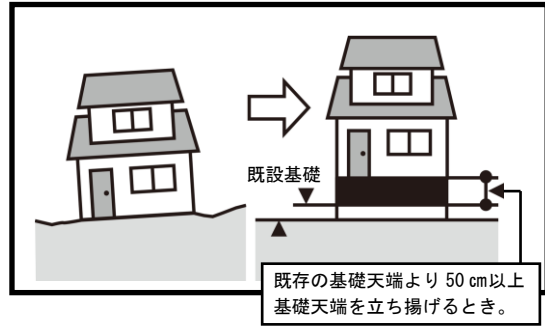
(2) かさ上げに伴う擁壁工事

かさ上げと同時に行う、地盤面から50cm以上の高さの擁壁を築造したとき、対象経費の2分の1の額（上限100万円）を助成します。



(3) 高基礎工事

住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より50 cm以上の高さの基礎を築造したとき、対象経費の2分の1の額(上限100万円)を助成します。



(4) 曳き家または、揚げ家工事

既存の一番低い基礎天端より、50 cm以上基礎天端を立ち上げる曳き家又は揚げ家工事をしたとき、対象経費の2分の1の額(上限300万円)を助成します。

2. 被災宅地復旧工事 (擁壁、のり面など)

■ **受付期限** 令和3年3月31日まで(工事が完了し、実績報告書を提出する期限です!)

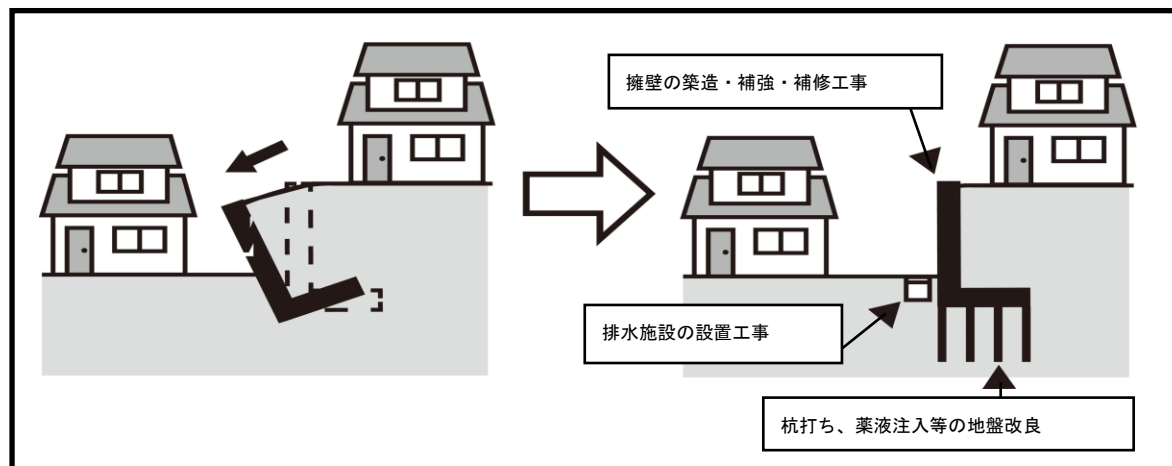
■ **対象者** 東日本大震災により被災した宅地の所有者や管理者、又はこれらの方々の親族の方(管理者、親族の方については、土地所有者から復旧工事の施工について承諾を得る必要があります。)

■ **対象宅地** 個人が所有する市内の居住の用に供する建築物(併用住宅も可)がある一団の土地で、東日本大震災で被災した宅地が対象です。

■ 対象工事・助成内容

次のいずれかの復旧工事等を行った場合に、対象経費の2分の1の額(上限150万円)を助成します。

- (1) のり面保護工事 (地盤面から高さが2mを超えるもの)
- (2) 排水施設の設置工事
- (3) 擁壁の地盤の補強及び整地工事
- (4) 擁壁の設置又は補修若しくは補強工事 (地盤面から50 cm以上のもの) 及び既設擁壁の除却工事
- (5) 地盤調査及び設計調査 など



○ 宅地防災対策支援事業の工事实例

かさ上げ工事(宮町)



高基礎工事(北浜)



かさ上げ工事 + かさ上げに伴う擁壁工事(藤倉二丁目)



擁壁築造工事(藤倉二丁目)



擁壁補強工事(泉沢町)

